

## 世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について

〔平成 26 年 6 月 24 日  
閣 議 決 定〕

世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の全部を別紙のと  
おり変更する。

# **世界最先端 IT 国家創造宣言**

平成 26 年 6 月 24 日

# 目 次

## I. 基本理念

1. 閉塞を打破し、再生する日本へ . . . . . 1
2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて . . . . . 2

## II. 目指すべき社会・姿

1. 革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会 . . . . . 5
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 . . . . . 5
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会 . . . . . 5

## III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現
  - (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進 . . . . . 7
  - (2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開  
(Made by Japan 農業の実現) . . . . . 9
  - (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等 . . . . . 10
  - (4) IT・データを活用した地域（離島を含む。）の活性化 . . . . . 11
  - (5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、  
国際競争力の強化 . . . . . 12
  - (6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信 . . . . . 12
2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会
  - (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 . . . . . 13
  - (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現 . . . . . 15
  - (3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現 . . . . . 17
  - (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 . . . . . 17
  - (5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現 . . . . . 18
3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現
  - (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 . . . . . 20

(2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革	21
(3) 政府における IT ガバナンスの強化	23

#### **IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化**

1. 人材育成・教育	24
2. 世界最高水準の IT インフラ環境の確保	26
3. サイバーセキュリティ	26
4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携	27

#### **V. 戦略の推進体制・推進方策**

1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制	27
2. 目標・進捗管理における評価指標	28
3. 規制改革と環境整備	28
4. 成功モデルの実証・展開	29
5. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	30

## I. 基本理念

### 1. 閉塞を打破し、再生する日本へ

我が国は、今、歴史的な岐路に立っている。戦後の高度成長を経て、短期間で、我が国は西欧社会に対する経済発展の遅れを取り戻し、米国に次ぐ経済大国に成長した。国際的にも評価され、国民は希望と自信にあふれていた。

しかし、バブル崩壊後、我が国経済は、「失われた20年」とも言われる長期の景気低迷が続き、主要国の中でも最低水準の経済成長率にとどまり、その間、新興国の急速な成長もあって、我が国の経済力は相対的に低下し、国際的地位は後退している。

高度成長期以来の「大量生産・価格競争」の成長モデルは限界に達し、産業構造の変革の必要性が叫ばれる中、世界にも類を見ないスピードでの少子高齢化の進展と人口減少、それに伴う労働力人口の減少や社会保障給付費の増大、東日本大震災からの復興と大規模自然災害への対策、原発事故後のエネルギーの安定供給と経済性の確保、高度成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化など、我が国は様々な課題に直面しており、正に課題先進国である。

かつて世界が注目し賞賛した日本の姿はない。国民は自信を失い、将来への漠たる不安により、経済社会全体が閉塞している。日本の課題解決力が問われており、日本の行く末が注目されている。

今ここで、経済再生を果たし、「失われた20年」に終止符を打ち、抱える諸課題を克服しなければ、「失われた30年」にもなりかねず、我が国は経済先進国としての地位を失いかねない。今、正に日本の将来を左右する歴史的岐路に立っている。

「財政政策」、「金融政策」及び「成長戦略」の三本の矢により、上向きの経済基調を確実なものにしていかなければならない。

情報通信技術（IT）は、あらゆる領域に活用される万能ツールとして、イノベーションを誘発する力を有しており、我が国GDPの約7割を占めるものの低い水準にとどまっているサービス産業の生産性の改善を始め、成長力の基盤となる生産性の向上に資することはもちろん、生産性の向上のみならず、女性や高齢者等の雇用促進等、労働投入の量的拡大も期待でき、経済再生や社会的課題解決にも大きく貢献するものである。

成長戦略の柱が、IT戦略であり、しっかりと突き刺さるとがった矢尻となる本戦略は、この日本の閉塞を打破し、国民が希望と自信にあふれる未来を切りひらき、持続的な成長と発展を可能とする（的の中心を射抜く）ものである。

## 2. 世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

我が国は、2001年に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置し、「e-Japan 戦略」の策定を行い、同本部のリーダーシップの下、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」ことを目標に、ブロードバンドインフラの整備を中心に本格的な取組を開始した。これにより、我が国はインフラ整備において世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきた。しかしながら、多くの国民がその成果を実感するに至っていない。従来の戦略は、IT利活用を強調しつつも、IT化・IT活用という名目だけで、利用者ニーズを十分把握せず、組織を超えた業務改革（BPR）を行わなかったことで、ITの利便性や効率性が発揮できないものとなった。また、各省がバラバラにIT投資、施策を推進し、重複投資や施策効果が発揮できない状況を生み出してきたなどの面もあったと考えられ、こうした点について真摯に反省するところから出発することが求められている。

国際的にみても、我が国は、世界最先端のIT国家としての地位を失い、ICT世界競争ランキングにおいて、多くの国の後じんを拝している。

2001年にIT戦略本部を立ち上げ、IT革命を旗印にIT政策を推進した際には、主要国に比して、我が国の取組が大きく遅れていることに危機感を持って、取組を開始した。今や、先進国はもちろん、新興国も途上国もITを成長のエンジンと位置付け、取り組んでいる。今まさに、我々は、改めて我々の先を走っているランナーがいることを真摯に受け止め、課題先進国である我が国こそが、ITを経済成長のエンジンとして位置付け、我が国の経済再生に貢献させるとともに、震災からの復興という喫緊の課題を含め、課題解決の重要なツールとして、積極的かつ果敢にITを利活用することを宣言するときである。

そのために、世界最高水準のIT社会をIT利活用においても実現することを目指し、早急に取り組むとともに、我が国が、課題解決の処方箋を世界に発信する課題解決先進国となり、IT利活用による課題解決の成功モデルを世界に提示し、国際展開することで、国際社会にも貢献していくこととする。特に、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックは、最先端のIT利活用を世界に発信する、この上ない機会である。

我々は、これまでITの利活用が進まず、その成果を社会に十分に還元できなかった反省を踏まえ、ITに関する政府全体の戦略について、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議などとも連携し、総合的に取りまとめていく司令塔として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の呼称を「IT戦略本部」から「IT総合戦略本部」としたところであり、この「IT総合戦略本部」が、省庁の縦割りを排して、省庁横断的な課題について積極的に横串を通して、司令塔機能を発

揮することが不可欠である。

また、長年の懸案であった政府 CIO が、昨年、新たに内閣官房に置かれる内閣情報通信政策監として法的に位置付けられ、IT 総合戦略本部にも参画することで、政府全体の IT 政策の司令塔として機能することが大いに期待される。

内閣情報通信政策監は、高度な府省間の政策調整を行う権限や、府省横断的な計画や経費の見積り方針を作成する権限等を元に、省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことが期待されている。

したがって、本戦略では、内閣情報通信政策監を司令塔として、特に、政府全体を「横串」で通す必要のある IT 施策を大きく前進させ、これまで政府 CIO 不在では成し得なかった政策課題に果敢に取り組んでいくこととする。

世界最高水準の IT 利活用社会を実現するためには、「IT 利活用の裾野拡大」が不可欠であり、そのために、政府自身が自己変革を強力に進め、障害となる組織の壁や制度、ルールを打破するとともに、各省連携により政策資源を集中投下し、成功モデルを実証する国家プロジェクトを推進するなど、政府が民間の活力や投資を引き出せる環境整備に取り組み、戦略の実現を現実のものとする必要がある。

さらには、産業や行政の各分野のリーダーが、世界の状態を自らの目と身体で認識し、これらを先導できるようにアクション（「IT 咸臨丸」）をとることも必要である。

世界最高水準の IT 利活用社会を実現するに際して、「ヒト」、「モノ」、「カネ」と並んで「情報資源」は新たな経営資源となるものであり、「情報資源」の活用こそが経済成長をもたらす鍵となり、課題解決にもつながる。ビッグデータやオープンデータに期待されるように、分野・領域を超えた情報資源の収集・蓄積・融合・解析・活用により、新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造・社会生活において新たなイノベーションを可能とする社会の構築につなげる必要がある。

また、これまで我が国においては、管理や規制を過度に行うことなく、開放性や相互運用性を確保することにより情報の自由な流通が確保された、安全で信頼できるサイバースペースの構築に努めてきた。近年、モバイル化の進展、センサーネットワークの進化、クラウドサービスの定着、SNS 等のソーシャルサービスの隆盛などにより、国境を越えたサービス等ネットワークの活用は一層深化している。こうした流れに対し、情報資源の十全な活用のためには、我が国のこれまでの取組の方向性を維持しつつ、グローバルな情報の自由な流通空間の拡充等に向けて、国際的な連携も図りつつ、取り組んでいくことが重要である。

さらに、拡大・発展するサイバー空間を取り巻くリスクが急速に深刻化する中、世界最高水準の IT 利活用社会の実現を通じた成長戦略及び国家の安全保障・危機管理を確固たるものとするためには、サイバーセキュリティに関する対策の拡充、サイバー攻撃への対処能力の向上、これらを推進するための取組体制の強化等を図り、「サイバーセキュリティ立国」を実現することが急務である。

本戦略では、今後、5年程度の期間（2020年まで）に、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として、また、震災からの復興の加速化にも資するよう、デジタル技術における急速な技術革新と、グローバルな情報社会の進展を踏まえ、データの活用には「見える化」が重要であるとの認識の下、

- ① IT・データの利活用による、国民が日本経済の再生を実感できる革新的な技術や複合サービスの創造による新産業創出と全産業分野の成長への貢献
- ② 国民が健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会への貢献
- ③ 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、国民利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献

の3項目を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を策定するものである。

また、あわせて、取組の進捗状況や成果を評価できるよう、可能な限り、定量的な評価指標（KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator））を示すこととした（KPIについては、本戦略を推進する過程において、より適切な評価指標となるよう、不断の見直しを行うこととする。）。

ここに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組むことはもとより、行政、産業界、学界及び国民一人一人が、皆で共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を策定する。

なお、本戦略の実現に向けて、「具体的に、誰が（担当府省）、何を（取組）、いつまでに（スケジュール）」を明確にする、「工程表」を別途策定し、本戦略の PDCA サイクルを確実に実行することとする。

その際、成長戦略が、「常に進化していく成長戦略」として、施策の追加・深掘りなどの改定を行うとされていることを踏まえ、その柱である本戦略についても、政府 CIO を中心とした新戦略推進専門調査会における PDCA サイクルの推進管理を踏まえつつ、平成 25 年 12 月に新たに設置された「IT コミュニケーション活用促進戦略会議」からの提言等を取り入れ、充実・加速化に向けた改定を行うものである。

## Ⅱ. 目指すべき社会・姿

## 1. 革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する社会

官民が保有する多岐にわたる膨大なデータは、全く新しい知の源泉であり、経営資源である。デジタル化されたデータの利活用を通じ、新産業・新サービスを創出するとともに、既存産業及び事業並びに地域の活性化を行っていくことが、成長の実現に不可欠である。また、データの公開と利活用を可能とする環境の構築は、グローバル社会の一員としてプレゼンスを確立する我が国の使命でもある。

日本国内外どこからでもアクセス可能となるオープンなプラットフォームを通じて、信頼性の高い公共データ（例：地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等）が提供され、民間や個人が保有するデータ（例：地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、輸送情報、民間・個人で観測する気象環境データ等）と自由に組み合わせる利活用でき、新産業・新サービスが創出される社会を実現する。また、IT の利活用が遅れている産業分野を含め、IT・データを利活用した新たなビジネスモデルの構築等、産業が有する潜在能力を強化し、新たな雇用を創出し、成長を促進する社会を実現するとともに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を世界に発信する。

## 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

医療・介護、健康、エネルギー、防災・減災などの分野において、我が国が抱えているリスク、課題点を正しく認識、把握し、分析した上で、IT とデータを利活用した新しい社会システムを構築することにより、様々な社会的課題の解決を図るとともに、多様な新しいサービスを創出する。これらを通じて、健康で安心して快適に生活できる社会を実現するとともに、世界一安全で災害に強い社会を実現する。

具体的には、医療・介護に必要な医療情報連携ネットワークを全国で展開し、必要な時に適切な医療・介護を受けられるような社会、世界で最も安全で経済的な社会インフラ、平時だけでなく災害時にも誰でもどこでも必要な情報を手に入れられる社会、効率的かつ安定的なエネルギーマネジメントが行われる社会、環境にやさしく交通事故のない、世界で最も安全な道路交通社会等を実現する。

## 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会

全ての行政サービスが簡便な手段で電子的に受けられることを原則とし、少子高齢化社会への対応や離島を含む地方の活性化、人材の流動性の向上などの基盤として、安心して使い勝手が良く、ワンストップで誰でもどこでもいつでも公共サービスを受けられる、「便利なくらし」社会を実現する。

その際には、クラウドや社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）の徹底活用により、省庁の縦割りを打破し、官民の協働によって、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを創造する。

このような考えの下、現在、高コスト構造となっている政府情報システムを抜本的に見直し、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いものに再構築するための戦略的な取組を推進する。

### Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

「Ⅱ. 目指すべき社会・姿」を実現するため、以下に示す取組を進める。具体的取組に当たっては、可能な限り、KPI を設定し、IT 総合戦略本部の下で、推進管理を行う。

また、取組を進めるに当たって、障害となる規制・制度やルールについては、積極的に見直しを進めるとともに、関係各省が連携して、重点課題について、政策資源を集中投下し、成功モデルを実証するプロジェクトを推進すること等により、本戦略において目指すべき社会・姿を実現する。

#### 1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現する。

特に、行政が保有するデータは信頼性の高い基礎データとして、民間での利用ニーズが高いが、現状は公開データの二次利用に制約があり、機械判読（ソフトウェアによる解析・処理）が困難なデータが多い、目的のデータの有無や所在が分かりにくい、ビジネス等に活用できる多くのデータが公開されないままになっている等の要因から、公共データが十分に利用されていない。公共データの民間開放（オープンデータ）及び公共データを自由に組み合わせる利活用可能な環境の整備を早急に推進する必要がある。

また、データ利活用による新たなアイデアを新事業や新サービスに結び付ける民間の活動を促進するため、民間の力を最大限引き出すような規制・制度改革等の環境整備を進めることも必要である。

さらに、データ利活用のみならず IT 導入が遅れている農業においては、篤農家のノウハウのデータ化など IT の利活用により周辺産業も含めた産業全体の知識産業化を図り、国際競争力の強化を図ることも必要である。

あわせて、地場産業、観光資源等の地域の資源と IT・データの利活用を組み合わせ、地域力の向上を通じて、地域の活性化を促進するほか、次世代放送・通信サービスの実現により映像産業分野の新事業創出等を促進するとともに、2020 年の東京オリンピック

ク・パラリンピックの機会を捉え、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を、世界に発信する。

#### (1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放（オープンデータ）を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

##### ① 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、2013 年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013 年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行い、2014 年度から本格運用を開始し、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させる。あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙（ボキャブラリ）の基盤構築にも取り組む。さらに、各府省庁の Web サイトで提供するデータベースについて、API 機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供する API を紹介し、その機能や利用方法を解説する API の総合カタログを提供する。

2014 年度及び 2015 年度の 2 年間を集中取組期間と位置づけ、2015 年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化す

る基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデータの取組を促進する。

また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用、活用事例集の作成等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

#### 【KPI】

- ・各府省庁のオープンデータ達成状況
- ・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
- ・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

#### ② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々と IT により流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD 等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進する。

また、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を推進するほか、番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱いなどを含む「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（2013 年 12 月 IT 総合戦略本部決定）」を踏まえ、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015 年通常国会に関連法案を提出する。

さらに、2014 年以降に、大綱に基づいた関連法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、

利活用を促進する。

あわせて、「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。また、行政や民間企業等のデータの分野横断的な流通を促進するとともに、これらを活用し、データドリブンイノベーションが創出される環境の整備を進める。

#### 【KPI】

- ・ パーソナルデータ利活用に関連した制度見直しの達成状況
- ・ ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額

### (2) IT を活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 (Made by Japan 農業の実現)

農業分野における情報利活用の取組が世界的に進展しつつある中で、農業情報の創成・流通を大幅に促進することにより、農業の IT 利活用の分野で我が国が世界最先端を達成し、我が国農業の産業競争力・国際競争力を飛躍的に高める。

具体的には、まず農業情報の相互運用性等を確保するための標準化や情報の取扱い等に関する基本的な考え方を整理、策定した農業情報創成・流通促進戦略を踏まえ、率先して取り組むべきものから相互運用性の確保等に係る個別ガイドラインの策定等に順次取り組む。

その上で、この取組を踏まえ、農業情報の創成・流通促進による、「農業の産業競争力向上(農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化)」「関連産業の高度化(情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの提供)」「市場開拓・販売力の強化(情報流通によるバリューチェーンの構築)」を進め、これらの取組などにより、IT を活用した、農業・周辺産業の高度化・知識産業化を加速させ、2017 年度以降、当該 IT 利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せるとともに、我が国農業の生産性と農産物の付加価値の安定的かつ飛躍的な向上を達成し、2020 年度には農林水産物輸出目標 1 兆円を達成する。

#### ① 農業の産業競争力向上

高品質の農産物を生産する我が国の農業とこれを支える周辺産業において、篤農家の知恵を含む各種情報を高度に利活用する「AI (アグリインフォマティクス) 農業」の取組を活用した新たなビジネスモデルの構築等により農業の知識産業化を図り、海外にも展開する「Made by Japan 農業」を実現する。

このため、農業の現場における計測などで得られる多くのデータを蓄積・解析することで、高い生産技術を持つ篤農家の知恵を情報として流通させ、人材育成や、

小規模農家も含む多数の経営体で共有・活用すること等による収益向上等、多面的に利活用する、新たな生産方式の構築に取り組み、2016年までにこの構築を達成するとともに、これを新たなビジネスモデルとして国内外に展開することで、農業の知識産業化に取り組む。

あわせて、2015年度までに、企業の農業参入、農業経営の法人化の推進やこれらに資する農地情報の整備等の環境整備を進めて、農業経営への新規参入、後継者の円滑な確保や大規模化を促進する。

## ② 関連産業の高度化

農業資材・機械等の農業関連の周辺産業において、「AI 農業」等農業情報の活用の他、農業機械へのセンサー搭載による圃場や収穫物に係る収集データを活用した圃場毎のきめ細かな肥料散布や、GPSによる自動走行システムを活用した農業機械の協調走行による生産性向上などのスマート農業と呼ばれる取組が検討・実現されてきている。これらの個々の情報の利活用に加え、多種多様な農業関連の流通情報・ノウハウの利活用によるソリューション展開（流通する情報・ノウハウを商品とセットで販売する等の複合的なサービスの展開）を図り、2018年までに業界の主要収益源の一つに成長させる。

## ③ 市場開拓・販売力の強化

農場から食卓までをデータでつなぐトレーサビリティ・システムに関する取組が進められようとしており、既に栽培状況、出荷数量、市場価格等の情報が流通している中で、バリューチェーンの構築に資するための施策に各省連携で取り組む。具体的には、前述のトレーサビリティ・システムを含む情報流通の普及等により付加価値情報の流通による農産物の評価の向上を図るとともに、生産者の出荷情報の流通を通じた生産者や生産組織の客観的な評価基準の構築とその利活用等を促進することとし、これにより、付加価値の向上との相乗効果による安全・安心なジャパンブランドの確立を図り、2017年度以降、当該IT利用技術により生産された農産物と当該技術の海外展開を成長軌道に乗せるとともに、生産者の出荷情報の利活用による新たなビジネスの創出を実現する。

### 【KPI】

- ・ 農業IT市場の規模（当面は民間の調査を参考）
- ・ 農業サービス産業の売上げ
- ・ 農業情報創成・流通促進戦略を踏まえた個別ガイドラインの策定状況
- ・ パッケージ化されたIT活用型農業の海外展開状況

### (3) 起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等

IT を積極的に活用することにより、広く国民が起業家精神（アントレプレナーシップ）を発揮できる社会を構築するとともに、いわゆる、「オープンイノベーション」の推進等により、新事業・新サービスを創出する IT ベンチャーの起業や世界レベルで競争力のある専門企業群を実現する。

また、3D プリンターの活用等により、デジタル化された新しいモノづくりの時代にいち早く対応するなど、我が国の競争力強化に積極的に取り組む。

このため、既存のベンチャー支援策のみならず、クラウドファンディングといった IT を活用した新しい資金調達手法の利用促進を含めたりスクマナー供給の仲介機能の強化など、起業家精神を創発するための取組を推進するとともに、コンテストによる将来性のある人材・事業・アイデア等の発掘・支援、必要な知識やデータの提供、専門家による支援を促進するとともに、国の IT 調達におけるベンチャー企業の活用など能力のある者が活躍できる環境の整備、シリコンバレーとの連携を含め能力のある者や事業者間の連携を加速させる取組を推進する。また、このような取組を統合して実施すべく、起業家精神を創発するための IT 関連施策パッケージ（「アントレ×IT パッケージ（仮称）」）を速やかに取りまとめ、これを広く社会に展開すべく、推進するものとする。

また、これらの取組を通じて、IT・データ利活用による高いサービスレベルや効率的な企業経営を推進し、ベンチャーを含む中小企業の競争力強化・活性化につなげる。

#### 【KPI】

- ・ 起業数
- ・ 支援策の活用状況

#### （４）IT・データを活用した地域（離島を含む。）の活性化

地域の資源をいかした観光や公共・行政、農業等の地場産業等において、IT・データを活用することにより、子供や高齢者も生き生きと暮らせるよう、地域の特性に応じた、魅力ある地域の元気を創造するとともに、地域や社会が抱える課題を解決する新しいアイデアや技術を持つ若手やベンチャー企業を発掘・育成し、社会・地域活性化の持続的な発展につながる好循環モデルを創出することにより、災害に強く成長する新たな街づくりを実現する。

また、若者など住民の流出の抑制が課題となっている離島における、新たなビジネスモデルを構築することにより、地域経済の活性化等を推進する。

このため、スマートフォンやタブレット端末等の活用による効率化やサービス向上を図ることなどにより、魅力ある地域の元気を創造する取組を促すとともに、センサー、クラウド、災害時にも活用可能な情報通信基盤等の IT や地理空間情報（G

空間情報)等、各種データの活用を組み合わせることにより、新たな街づくりモデルや離島におけるビジネスモデルを構築する。

あわせて、離島を含む各地域における実証プロジェクト等の取組による成果について、他地域への展開性や持続可能性を検証するとともに、番号制度の導入を見据えた公的個人認証サービスの利活用方策の検討を行い、IT を活用した街づくりの共通的な基盤を構築し、2015 年度以降、持続的な地域活性化モデルとして、成功モデルの国内外への普及展開を図る。

#### 【KPI】

- ・取組の有効性（産業波及効果等）
- ・実証プロジェクト並びにその普及モデルの経済的自立性・継続性

#### (5) 次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化

高精細・高臨場感な 4K、8K の放送サービスやデジタルサイネージ、放送番組とインターネットが本格的に連携したスマートテレビによるコンテンツ配信やアプリケーションの利用などの次世代の放送サービスを世界に先駆けて実現することにより、新たな市場の創出を図る。4K 及びスマートテレビに対応した放送については 2014 年に、8K に対応した放送については 2016 年に、衛星放送等における放送開始を目指す。

このため、放送に関わる事業者が目標やアクションプランを共有・実行するための体制整備や、実用化に必要な技術面・制度面のルールの策定・公開、国際標準化及び技術検証などの環境整備を行い、コンテンツやアプリケーションの提供を行う意欲を持つ者なら誰でも参加できる、新しいオープンなメディア空間を創造し、2020 年には、市販のテレビで 4K、8K 放送やスマートテレビに対応したサービスを受けられる環境を実現する。

さらに、これらの導入実績を踏まえ、我が国の次世代放送・通信サービスをパッケージ化し、国際展開を図る。

#### 【KPI】

- ・4K、8K 放送等の開始を実現するための環境整備の状況

#### (6) 東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信

本戦略の目標年である 2020 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国内外から多数の観光客等が見込まれるところ、観光情報などのオープンデー

タの利用促進、4K、8K などの次世代放送・通信サービス、デジタルサイネージ、世界最先端の ITS による道路交通サービス、無料公衆無線 LAN などの低廉で快適に利用できる通信ネットワークインフラの推進、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化や、ID 連携トラストフレームワークの整備等について、サイバーセキュリティなど、安全・安心の確保を図りつつ、最先端の IT 利活用による「おもてなし」を提供し、広く世界に発信することにより、IT 利活用の裾野を拡大するとともに、産業競争力の強化を図る。

## 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

我が国においては、超高齢化社会への対応、東日本大震災での経験を踏まえた大規模自然災害への備え、主に高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化対策、電力需給等の管理によるエネルギーの安定的・効率的な供給、下げ止まりとなっている交通事故死者数の減少、少子高齢化による労働力不足の解消などの社会的課題が山積している。

このような状況を踏まえ、IT 利活用による新技術と大規模データ解析技術を組み合わせることにより、障がい者や高齢者などの情報弱者を含む全ての国民が健康で安心・安全に暮らせるユニバーサルな新たな社会システムを構築し、様々な社会的課題の解決が図れることを具体的に実証するとともに、企業の事業改革や事業化へのチャレンジを通じて、経済性・利便性の高い新しいサービスを創出することにより、健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会を実現する。

あわせて、これらの取組を通じた課題解決の成功モデルの国際展開を図る。

### (1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

地域における医師の不足・偏在、医療従事者の負担増、超高齢化社会の到来による医療・介護需要の増大といった我が国が直面する課題を踏まえ、国民一人一人が有効性を理解することにより自発的な利活用が促されるような、データを利活用した健康増進・管理や疾病予防の仕組みの構築を図るとともに、必要な時に効果的・効率的な医療・介護や生活支援サービス等を安心して受けられる持続的な体制を整備する。これらの取組を含む各種施策を通じて、国民が長く健康で自立して暮らすことができる社会（健康長寿社会）を実現するとともに、これに対応した新サービス・新産業の創出を図る。このため、以下の2点についての取組を推進する。

#### ① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

医療・介護・健康情報を、医療機関の他、遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う主体を含む多様な主体が共有・連携する仕組みを構築し、効果的・効率的な医療・介護等を提供する体制を整備する。

このため、地域を超えた国民への医療サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指し、医療情報連携ネットワークについて、データやシステム仕様の標準化、運用ルールの検討やシステム関連コストの大幅な低廉化等による費用対効果の向上を図りつつ、2018年度までに全国への普及・展開を図る。

また、利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを提供するため、地域包括ケアに関わる多様な主体が情報共有・連携を行うとともに、適切な介護サービスの提供が利用者の要介護状態の改善につながることを考慮し、これらサービスの客観的な評価とサービス内容の向上に資する取組を推進し、効果の検証及び普及・発展させるための具体的な方策を検討し、確立する。

さらに、高齢者の自立支援・社会参加を促進し、生活の質の向上に資する、医療・介護や生活支援サービスに関するセンサー技術やロボット技術等の開発実証・実用化等を行う。

あわせて、電子版お薬手帳や生活習慣病の個人疾病管理など患者・個人が自らの医療・健康情報を一元的、継続的に管理し利活用する仕組みを推進する。

#### 【KPI】

- ・ 導入システムの費用対効果・持続性を踏まえた医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開
- ・ 医療・介護等に関わる多様な主体が情報連携を行う仕組みの普及状況

#### ② 現役世代からの健康増進等、医療・健康情報等の各種データの活用推進

国民一人一人に生活習慣病の発症予防、重症化予防の有効性の理解を促しつつ、医療・健康情報等の各種データの活用による、個々のライフスタイルに合わせた適切かつ継続性のある健康増進や発症・重症化予防の取組を推進する。

このため、保険者、地方自治体及び企業が健診データやレセプトデータ等から加入者や地域住民、社員の健康状況等を把握・分析し、データに基づく具体的な保健指導や本人の参加も含む健康づくり、医療情報データベースを活用した医薬品等の安全対策に関する取組を推進できるようにするなど、2016年度までに、地域や企業における国民の健康増進・健康管理に有効な方策を確立し、それを踏まえて、全国展開を図る。

また、レセプト審査における更なるITの利活用により、レセプト審査の効率化や実効性の向上を図るとともに、レセプト情報等の保険者や地方自治体等での利活用拡大により、適切な医療の提供のための取組等を推進する。

これらの取組に寄与する医療・健康情報等の各種データを収集、蓄積し、分析及び活用する仕組みの構築を行う。

あわせて、高齢者の就農による健康増進効果の実証や、食を通じた健康増進に関する既存の取組などで、運動と食が健康増進に多大な影響を与えることが示されて

いることを踏まえ、地域における多様な働き方や日本独自の食生活と健康増進などの健康増進モデルの検討も併せて実施し、普及促進を積極的に検討する。

#### 【KPI】

(前項の取組も含む全体の成果として)

- ・健康寿命の延伸（または、平均寿命の増加を上回る健康寿命の延伸）
- ・世界最高水準の健康寿命の維持

### (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。また、大規模災害時等において、IT・データを活用することにより、人命救助、消火活動等、効果的な現場対応を可能とするとともに、それらへ備えるための高度なシミュレーションを利用した被害予測など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

また、センサー、ロボット、非破壊検査、情報化施工等の技術も活用することにより、社会インフラの実態を正確に把握・蓄積し、それらを活用することにより、社会インフラを安全により長く利用できることにつなげ、世界で最も安全で経済的な社会インフラを実現する。

#### ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築

災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築する。また、大規模災害時等において、準天頂衛星等による高精度な測位情報や IT を活用することにより、被災状況等を的確に把握するほか、リモート操作等で、人命救助、消火活動、情報化施工等で、災害応急復旧等、効果的な現場対応を可能とするとともに、それらへ備えるため、スーパーコンピュータ等による高度なシミュレーションを利用した事前の精緻な地震・津波被害予測など、「助かる命を確実に助ける」災害に強い社会を実現する。

そのため、地理空間情報（G 空間情報）の利用を官民が協力して進めるとともに、行政の情報収集を補完する民間情報の防災・減災への活用や多くの主体での防災・減災情報の共有を推進し、また、オープンデータ推進の観点から、一部省庁の共有にとどまっている総合防災情報システムの災害関連情報についてインターネットを通じた情報提供を実現することにより、迅速に誰もが地理空間情報（G 空間情報）や災害関連情報を利活用できるようにする。

さらに、Jアラートによる瞬時情報伝達手段の多重化・多様化や、平時にも活用可能な防災・減災情報を提供する情報通信端末の整備なども含め、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築することにより、全ての国民が、正確な災害関連情報を、公共サービスや民間サービス等を通じて入手できるようにする。

これらの取組により、2015年度までには、多様なメディアを活用した重層的な情報収集・伝達体制を構築する。

また、災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際して、ITを活用してリモートで操作できる災害対応ロボット等を2018年度までに導入し、順次高度化を図るとともに、地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入を検証し、2020年度までに導入を実現する。

## 【KPI】

- ・ 多様な伝達手段の全国普及度合い

### ② IT利活用による世界一安全で経済的な社会インフラの実現

社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理に必要な各施設の現況や情報化施工によって得られるデータ等を活用し、異常の早期発見、早期対応により事故を未然に防ぐとともに、早期に損傷を発見し、大規模な修繕に至る前に対策を実施する予防保全を推進することにより、社会インフラを安全に、より長く利用できることにつなげ、国土強<sup>じん</sup>靱化や、維持管理・更新に係るトータルライフサイクルコストの縮減を図る。

このため、社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、蓄積するため、2013年度から各施設の現況等のデータのデータベース化を推進する。また、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、2014年度から一部の運用を開始し、2015年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行する。あわせて、各施設の管理者間での活用や国民への「見える化」も推進する。

また、劣化・損傷個所の早期発見、維持管理業務の効率化につながるセンサー、ロボット、非破壊検査、超低消費電力通信等の技術の研究開発・導入を推進する。研究開発に当たっては、開発された技術が現場での導入につながるよう、ニーズや信頼性、経済性に十分配慮するなど、将来的な普及促進を見据えた研究開発を行う。

さらに、センサー、ロボット、非破壊検査等の技術と大規模データ解析技術とを組み合わせることにより、世界最先端の高精度分析手法の確立に向け、2020年度までに、産官学が連携して、社会インフラの劣化状況等の把握に関する低廉かつ現場に即した技術の現場への導入を図る。

これらの取組により、社会インフラの維持管理に関わる新産業の創出等につながるとともに、2020年度までに国内の重要インフラ・老朽化インフラの20%についてセンサー等の活用による点検・補修を行うとともに、世界共通の課題となりうる社会インフラの老朽化対策について、我が国がフロントランナーとなれるよう、課題解決の成功モデルを構築し、国際展開を図る。

【KPI】

- ・社会インフラの事故発生件数

(3) 家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現

東日本大震災以降、大きな課題となっているピーク時の電力削減の解決には、供給サイドの対応とともに、需要をスマートにコントロールするエネルギーマネジメントの実現が必要である。

これまで、電力需要を所与のものとして、専ら電力会社による供給力の調整に依存してきた電力需給の管理については、需要者が供給側の状況に応じて需要を選択できる「デマンドリスポンス」など、需要者が電気を始めとするエネルギーマネジメントに積極的に参加できるシステムを構築する。

特に、民生部門においては、IT・クラウド技術を駆使し、小口需要家を束ねて効果的にエネルギーマネジメントサービスを提供する「アグリゲータ」の役割が重要であり、アグリゲータを新しいビジネス分野として確立させることにより、効率的なエネルギーマネジメントを実現する。

このため、2014年度までに、「デマンドリスポンス」に係る実証事業を完了させて実用化するとともに、2016年を目途に行われる予定の電力の小売参入自由化等の法制度整備に併せて、全国の各地域において、スマートメーターの普及とともに、「デマンドリスポンス」を活用した効率的・安定的なエネルギーマネジメントの普及の促進、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）から得られる電力利用データを活用した生活支援サービスの創出へ向けた環境整備を行う。

【KPI】

- ・地域における電力の平準化（ピーク時の電力使用量の削減）の割合
- ・地域住民等による、電力量・電気料金削減についての評価

(4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現

車と車、道路と車、車と人等が相互に、タイムリーな情報交換ができるようにするとともに、地図情報や車・人の位置情報等の地理空間情報（G 空間情報）、蓄積データを活用することなど、ITS（Intelligent Transport Systems）技術の活用に

より、交通事故の危険や交通渋滞が回避される、安全で、環境にやさしく、経済的な道路交通社会を実現する。

あわせて、高齢者や障がい者にとって、安心・安全かつ円滑な移動が可能となる移動支援システムや、人が移動する際のニーズを正確に把握することにより最適な車と公共交通機関を組み合わせた移動手段の提案が可能となるシステムを構築する。

このため、府省横断的なロードマップである「官民 ITS 構想・ロードマップ」を踏まえ、推進体制を構築し、高度運転支援技術・自動走行システムの開発・実用化等を推進する。その際、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界最先端のITSを構築し、世界に発信するための検討を行う。

具体的には、現在、官民で取り組んでいる安全運転支援システムの早期実用化のより一層の加速を図るため、全国主要交差点におけるインフラ整備や、対応車載機及び高齢者や子供に配慮した歩行者端末の開発・実用化・導入支援を行うとともに、サービス運用体制を構築する。また、駐車場等、高速道路以外の施設でもETC等のITS技術が利用可能となる環境を整備し、利便性の向上を図る。さらに、安全運転支援、渋滞対策、災害対策等に有効となる交通情報の集約・配信に係る取組や、自動車関連情報の利活用を進めるほか、移動を支援するロボット技術等を活用した超小型モビリティ（1～2人乗りの超小型車）等の開発、普及拡大を図る。

これら我が国のITS技術等について、ITS世界会議等において引き続き国内外に発信し、2014年度から、社会実装を前提としたモデル地区での先導的な実証事業を公道上で実施するとともに、高度運転支援技術等の開発にも着手する。

さらに、車の自律系システムと車と車、道路と車との情報交換等を組み合わせ、運転支援技術の高度化を図るとともに、実用化に向けた公道上での実証を実施し、2020年代前半には、準自動走行システム（レベル3）の市場化を目指す。

これらの取組などにより、2018年を目途に交通事故死者数を2,500人以下とし、2020年までには、世界で最も安全な道路交通社会を実現する（交通事故死者数が人口比で世界一少ない割合になることを目指す）とともに、交通渋滞を大幅に削減する。

#### 【KPI】

- ・交通事故死者数
- ・交通渋滞状況

#### (5) 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのITサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が

選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

このため、特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する。

また、行政機関としても、引き続き、テレワークを推進するなど、ワークスタイルの変革を進めることが重要である。このため、2014年中に、2020年を目標年次とする国家公務員のテレワークに係るロードマップを策定し、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進める。

これらの取組などにより、2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上にし、また、こうした取組も含めた女性の就業支援等により、第一子出産前後の女性の継続就業率を55%（2009年においては38.0%）、25歳から44歳までの女性の就業率を73%（2011年においては66.8%）まで高める。

また、未就職の若者、育児中や離職・リタイア後に就業を希望する女性、中高年や高齢者等の、生活事情に合った就職や専門的な知識・経験をいかした就職、さらには雇用者と求職者との間で生じる技能・待遇等の諸条件のギャップの解消がされた就職等を可能とする、ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化などにより、「雇用のマッチングと成長産業へのシフト」を促進し、働く意欲を持つ人々の就労を支援する。

さらに、山間地域等を含む遠隔地における学校等の公共施設や古民家などの遊休施設等の、企業によるサテライトオフィスとしての利用を全国的に推進し、地域の活性化とワーク・ライフ・バランスの双方の実現を図る。

#### 【KPI】

- ・テレワーク導入企業数
- ・全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合（週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数）
- ・ITを活用したハローワーク等の就職支援機能の強化
- ・山間地域等を含む遠隔地におけるサテライトオフィスの利用企業数

### 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

従来の電子行政サービスの取組の中には、サービスの電子化・ワンストップ化に一定の成果をあげているものも見られるが、多くはアナログ時代のルール・やり方を踏襲した取組であり、あくまでも窓口・紙が基本で、オンライン・電子化は補助的手段であった。また、これに加え、省庁、あるいは省庁組織内の縦割りの構造が原因となって、利用者にとっては、必ずしも使い勝手の良いサービスは提供されていなかった。

一方で、クラウドサービスは、効率性等の観点から国際的にもその積極的な活用が進められているが、当該サービスは、法制度の整備状況や通信インフラ環境等から見ると、日本国内における提供が諸外国に比べ優位であるとの報告もされている。

また、導入に向けた取組が進められている番号制度は、国・地方の行政機関等による正確かつ迅速な情報の確認（名寄せ・突合）を可能とする「マイナンバー」「法人番号」、実社会やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスの提供等も視野に入れた「情報提供等記録開示システム」という、今後のIT利活用の基盤となるインフラを提供するものである。

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及び番号制度の徹底活用により、電子行政サービスが、ワンストップで誰でもどこでもいつでもどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

このため、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する。さらには、民間サービスとの連携に必要な環境整備を進め、これらを国民と政府の相互協力関係を基軸として進めることにより、持続的に発展可能な新たな電子行政のモデルを構築する。

#### (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス（API）の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日各府省CIO連絡会議決定）及び「行政分野におけるオープンな利用環境の整備に向けたア

クシオンプラン」(平成26年4月25日各府省CIO連絡会議決定)を踏まえた取組を推進する。さらに、政府のWebサイトについて、順次APIを公開することなどにより、国民にとってより利便性の高いWebサイトへの見直しを実施する。

あわせて、クラウドの活用や番号制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

政府の情報システムについては、個人番号カード等による本人認証を一括して行える認証プラットフォーム(仮称)の構築に向けて検討し、システム間のシームレスなアクセスを実現するほか、情報提供等記録開示システムについては、スマートフォン、タブレット端末やCATVなど、多様なチャネルで利用可能とするとともに、その機能を拡大し、プッシュ型・ワンストップサービスなど、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを、本人確認の連携等によりシームレスに利用し、電子的に完結させることを可能とする「マイガバメント(仮称)」を実現する。

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

#### 【KPI】

- ・サービスに対する利用者満足度、Webサイトの閲覧数、API公開数、個人番号カードの発行枚数等

#### (2) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

IT投資に当たっては、業務改革を徹底する。各府省庁は、各システムの更改時期等に合わせて、サービス向上や行政運営の効率化・スリム化に向けたビジョン、実

現のために必要な法制度・組織・業務上の改革内容及び投資対効果を明確にした具体的な改革プランを策定し、これに沿って計画的に業務・システムの改革を行う。

また、クラウドの徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。

このため、政府の IT 投資に関するポートフォリオ管理を導入するとともに、政府情報システム改革に関するロードマップに基づき、政府 CIO の指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速する。あわせて、政府共通プラットフォームについて、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能を整備し、その充実を図る。また、政府情報システムの見直しにおいては、政府共通プラットフォームの活用のほかパッケージソフトウェアの利用も推進する。さらに、民間クラウドサービスの利用に関する基準の整理を行う。

また、番号制度を導入する行政分野等について、制度導入のスケジュールに合わせて、行政サービスと業務改革及び情報システムの改革に関し、政府 CIO の指導の下、関係機関が連携しつつ計画を策定し、これに沿って着実に取り組むとともに、地方公共団体に対して、法令解釈やシステム仕様など、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

さらに、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化（ペーパーレス化、デジタルアーカイブ化）の推進と生産性向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや災害時等の業務継続性に配慮したものに变革する。

これらの取組により、2018 年度までに現在の情報システム数（2012 年度：約 1,500）を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステム等特別な検討を要するものを除き、2021 年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する（3割減を目指す）。特に、大規模なシステムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。

なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。

また、自治体クラウドについても、番号制度導入までの今後 4 年間で集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する（クラウド化市区町村の倍増を目指す）。さらに、国の

「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3割減を目指す）。

【KPI】

- ・ 政府情報システムの削減数及び運用コストの削減額
- ・ ペーパーレスの目標（電子決裁率等）

(3) 政府における IT ガバナンスの強化

政府 CIO による IT ガバナンスを強化し、攻めの IT 投資と無駄の徹底排除を図り、政府全体を通じた戦略的な IT 投資管理を実現する。

このため、政府 CIO の下、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた政府情報システムに関する投資計画を 2014 年度予算編成に合わせて策定・推進するとともに、日本版「IT ダッシュボード」（各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み。）の整備を進め、2014 年度から運用を開始する。

また、情報システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルール等の整備や、政府 CIO 補佐官のプール制の導入推進、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの整備・運用、レビュー制度の導入等を行うとともに、IT 総合戦略本部の下に新たな評価体制を整備し、大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化する。

さらに、政府における IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を政府横断的な取組として実施し、各府省庁は、政府 CIO のスタッフ組織及び政府共通プラットフォーム等の府省を横断する大規模プロジェクトの推進組織との間で人事交流を行うこと等により IT 人材の計画的育成を図るとともに、府省庁における IT プロジェクトの核となる人材が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションについても工夫する。

あわせて、政府の情報システム調達に関して、ベンダーロックインの解消等による調達コストの削減や透明性向上及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組を推進する。このため、府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、仕様の検討等を行うための体制整備を行う。また、システム要求仕様の府省庁側での作成・明確化、オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進、応札事業者の技術力評価の在り方についての見直しを行うとともに、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入による政府全体としてスケールメリットをいかした調達等を実施する。

【KPI】

- ・各プロジェクトの目標達成度合、IT人材の育成数（研修実施人数）

#### **IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化**

##### **1. 人材育成・教育**

世界最高水準の IT 利活用社会を通じて、「情報資源立国」となるためには、それをけん引する人材、それを支える人材、それを享受して豊かに生活する人材が必要であり、我が国の誇る高い倫理観と安全・安心な生活文化の維持・強化と両立し得る施策を検討・整備することが必要である。

国民全体の情報の利活用力向上を実現するには、発達段階に応じた情報教育、及び学習環境の充実（ソフト・ハードを含む）が必要となる。

その際、初等・中等教育段階におけるプログラミングに関する教育の充実に努め、IT に対する興味を育むとともに、IT を活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成することが重要であり、このための取組を強化する。

また、グローバル化への対応としても、英語など外国語によるコミュニケーション能力とともに、IT を活用して課題解決を図る力などのこれからの時代に求められる能力の育成について、これまで以上のスピードで、産学官が連携した社会全体での取組が必要となる。

人材育成・教育における施策の推進状況や達成度については、OECD 調査など国際的な指標も参考に年代層別の情報の利活用力向上に応じた適切な指標（KPI）を設定・確認し、それを踏まえた取組を進めていくことが重要である。

これらを具体的に行うために、次の2点を中心に、平成 25 年 12 月に策定した「創造的 IT 人材育成方針」を踏まえ、速やかに実行に移すこととする。

##### **(1) IT の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備**

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の情報の利活用力の向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、それぞれに必要なとされる情報の利活用力の現状も把握しつつ、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。

推進に当たっては、NPOなど民間の活動も極めて重要であり、より効果的な取組となるよう適切な支援策を講じる。また、遠隔教育等ITの利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由

に学べる環境を整備する。さらに、産業界と連携し、人材の流動化や職種転換を容易にする様々な環境整備を進めるとともに、産業全体の魅力向上を図ることも必要である。

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じたIT教育が実施できるよう、IT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図る。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体などにも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図る。

これらの取組により、2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る。

また、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリケーションやロボティクス、プログラミング、コンテンツ作成等、学生等が、将来を展望した技術を習得できる環境整備を教育環境のIT化とともに進める。

## (2) 日本のIT社会をリードし、世界にも通用するIT人材の創出

イノベーションの鍵を握るのは人材であり、社会的課題の本質を掘り下げてITの利活用による解決策をデザインできる、ITの利活用をけん引する高度なIT人材の創出が必要である。また、このような高度なIT人材を創出するためには、実践の中で技術を習得させることが重要である。

このため、初等・中等教育段階でのプログラミング、情報セキュリティ等のIT教育を充実させ、高等教育段階では産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、常に世界最先端の技術や知識の習得を積極的に支援する学習環境を整備する。また、分野・地域を越えた全国的な実践教育ネットワークの推進やインターンシップ等を含め、実践的な専門教育プログラム等を構築する。あわせて、企業においても、期待されるスキルの確保とそれに見合った魅力的なキャリアパスによる実践的な人材育成モデルの構築が必要である。

なお、IT人材のスキルを共通尺度で明確化するスキル標準を、ITの技術変化等を踏まえて適切に整備・活用することも重要である。

さらに、起業意識を醸成するイベントやプロジェクト、大量・多様なデータの解析・統合に関する研修や関係機関間のネットワーク形成等を通じて、IT・データを活用した革新的研究の推進、起業や新サービスの創出を担う、先端人材の発掘・支

援を進める。

## 2. 世界最高水準の IT インフラ環境の確保

IT インフラに関しては、2000 年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつ IPv6 にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。

また、耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含めた全ての地域における国民のブロードバンド環境の整備や、陸地のみならず、海上における資源探査や安全確保にも資する衛星ブロードバンド環境の活用など、世界で最も強<sup>じん</sup>なブロードバンド環境を整備すると共に、日本と世界をつなぐ信頼性・安定性の高いグローバルインフラの整備を進めていくことも必要である。

このため、以下の取組を推進する。

- (1) 通信ネットワークインフラについては、低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出等にも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、離島などの不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド環境の整備・確保を図る。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、訪日する外国人にも使いやすい無料公衆無線 LAN 環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現を図る。さらに、ビッグデータ時代のトラヒック増に対応するための IT インフラ環境を確保する。
- (2) 大規模災害時における IT の利活用の観点から、海底ケーブルなどの IT 国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携や IX（インターネットエクステンジ）の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強<sup>じん</sup>靱かつリダンダント（冗長的）な IT インフラ環境を確保する。

## 3. サイバーセキュリティ

サイバー攻撃が現実のものとなるなどサイバー空間を取り巻くリスクが深刻化し、我が国の安全保障・危機管理に影響を及ぼすとともに、国際的な競争力を揺るがし、国民に多大な不安をもたらすおそれが生じている。

このような中、「世界最高水準の IT 社会」の実現を目指す我が国において、サイバーセキュリティの強化は、国家の安全保障・危機管理のみならず、IT・データ利活用の促進等を通じた我が国の産業競争力強化等のためにも不可欠なものである。

したがって、サイバーセキュリティについては、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日 情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 26 年 5 月 19 日同会議決定）及び「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 3 次行動計画」（平成 26 年 5 月 19 日同会議決定）等の着実な実施、人材の育成や今後の情報通信技術の利活用を見据えた対策など、具体的な施策を推進することを通じて、世界を率先する強靱<sup>しん</sup>で活力あるサイバー空間を構築することにより「サイバーセキュリティ立国」を実現する。

#### 4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携

IT・データを利活用し、社会の発展や産業の活性化につなげるためには、絶え間ない先端技術の研究開発が重要であるとともに、それをいかに社会に実装していくかが重要である。

世界最高水準の IT 社会を実現し、維持・発展させるために、情報通信社会の今後の動向を見据えた研究開発を推進するとともに、独創的な人材の活用も図りつつ、イノベーションにつながる様々な先端技術、例えば、世界先端の各分野の科学技術が世界最先端の研究コミュニティと連携するための、先端的な国際ネットワーク拠点の構築や超高速ネットワーク伝送技術、認識技術、データの加工・分析技術、ソフトウェアの開発技術、非破壊計測技術、デバイス技術、センサー技術やロボット技術等、また、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化に向けた研究成果を、迅速かつ的確に IT 戦略と連携させることも必要である。このため、総合科学技術・イノベーション会議等とも連携を図りつつ、研究開発及び社会実装を推進するとともに、その成果が国際標準となり、世界でも幅広く受け入れられるよう取組を推進する。

### V. 本戦略の推進体制・推進方策

#### 1. 本戦略の PDCA サイクル等の推進管理体制

##### (1) 政府 CIO の司令塔機能の発揮

本戦略を強力かつ着実に推進するため、政府 CIO が、司令塔として以下の 4 点を行っていく。

- ① 電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成等の分野について、関係府省の緊密な連携を図り、各施策を円滑かつ効率的に実施するための府省横断的な推進計画の作成
- ② 本戦略を推進するに当たって、IT 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する（各府省庁間での連携確保や特定分野への重点投資等を行う）ための政府としての方針（経費の見積りの方針）の策定

- ③ 本戦略に係る具体的な施策を、府省統一的に推進するための技術的又は専門的事項などを定める指針（ガイドライン）の作成
- ④ PDCA サイクルの各段階に応じた、施策の推進（投資効果、進捗状況等）に係る評価の実施

## （２）IT 総合戦略本部における推進管理体制

本戦略の PDCA サイクルの推進管理体制として、IT 総合戦略本部の下に、政府 CIO を中心とした専門調査会を設置する。

また、電子行政、新産業、農業、医療・健康、防災・減災、道路交通、人材育成等の重点分野については、専門調査会の下に、分科会を設置し、当該分野に係る戦略の推進に必要な具体的方策や評価指標の検討、ロードマップの作成・見直し及び取組状況の評価等を実施する。

さらに、以上の取組を円滑に進めるため、行政の IT 化と業務改革の同時・一体的推進を強力・機動的に行うための閣僚級の体制を整備するとともに、政府 CIO を中心とした IT 戦略に関する PDCA サイクルを確立すべく、体制のさらなる強化を検討する。

## 2. 目標・進捗管理における評価指標

本戦略に基づく、具体的な取組について、進捗状況や成果を確認するためには、「目標」とその目標を具体的に実現するための「施策」が計画通り遂行されているかどうか定量的に測定する「指標」として、いわゆる KPI を設定することも重要である。

したがって、可能な限り、定量的な KPI を設定し、管理するとともに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指し、IT 総合戦略本部の下に設置する専門調査会において、戦略を推進していく中で、新たな評価指標の設定・見直し等についても検討を行う。

一方、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するためには、本戦略が目指す社会・姿を適切に反映した、公平かつ客観的な、分かりやすい、世界から共感が得られる世界的（グローバル）に汎用可能な指標（インデックス）を設定し、目標達成に向けた進捗度合いを測定、管理することも重要である。

特に、既に公表されているインデックスの活用に当たっては、そのインデックスを構成する要素、評価項目などを理解し、技術の進展や市場動向等も考慮した上で、設定・活用する必要がある。

## 3. 規制改革と環境整備

現行制度は、インターネット普及以前のアナログ社会を前提に構築されたものであるため、時代の変化に合わせ、デジタル社会を前提とした改革を実行する必要がある。こ

のため、IT の利活用を阻害している原因を明確にした上で、優先度の高い課題（規制・制度等）を解決するために、一点突破の精神で、集中的に取り組むこととする。

具体的には、以下の3点について、規制改革会議とも連携しつつ、取組を進めるとともに、その取組の中で、IT 利活用を推進するための法的措置（IT 利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

- ① オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を進めるとともに、番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱いなどを含む「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（2013年12月IT総合戦略本部決定）」を踏まえ、法改正の内容を大綱として取りまとめ、2015年通常国会に関連法案を提出する。  
さらに、2014年以降に、大綱に基づいた関連法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。
- ② また、電子行政サービスにおける認証の在り方を含め、スマートフォンやタブレット等を通じたITの利活用を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続等の見直しについて検討する。
- ③ また、2013年12月にIT総合戦略本部決定された「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づき、内閣官房、関係省庁は、IT利活用の裾野拡大を阻害する制度の見直し等を実施する。加えて、スマートフォン／タブレットの普及や通信の高速化といった社会環境の変化の下で、対面・書面原則の見直し等を含めて、ITによるコミュニケーションの利点を最大限に活用できるような制度への見直しを進めるための指針（「ITコミュニケーション導入指針（仮称）」）を2015年上期までに策定する。

#### 4. 成功モデルの実証・展開

本戦略の着実な推進を図り、本戦略の目指す、革新的な新産業・新サービスの創出や安全・安心で便利な生活が可能となる社会を実現するため、関係各府省庁が連携し、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G空間情報）、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等の重点課題について、ITを活用して総合的に解決するプロジェクトを分野複合的に行う。

このため、IT 総合戦略本部において、課題を特定し、国家戦略特区等の地域において、各省の政策資源を集中的に投入し、国家プロジェクトとして推進し、成功モデルの実証・提示を行う。

#### 5. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

我が国が持続的成長・発展に向けた歴史的な分岐点に立っているという危機感を共有した上で、国際競争力の抜本的強化策を早急に実行することが必要である。

また、地域の活性化、行政の効率化、地理空間情報（G 空間情報）、農業、医療・健康、資源・エネルギー、防災・減災、道路交通、教育等での IT の利活用は、インフラ輸出の新たなフロンティアであり、国内戦略と国際戦略を連携させ、機動的で実効的な官民連携体制を整備し、これらの分野の成功モデルを相手国のニーズを踏まえ、我が国の知見を総合的に活用してパッケージで海外展開することにより、国際貢献と我が国の国際競争力強化に貢献する。